

# 令和6年度 JAS構造材実証支援事業

---



木材のチカラが、  
この国の街づくりを変える。

※本資料において、令和5年度事業(二次募集)からの変更点は青字、重要と思われる記載については赤字で記載しています。

## JAS構造材活用宣言事業

**活用宣言**

JAS構造材に対する  
**活用の宣言**

## JAS構造材実証支援事業

活用宣言で  
**利用事業者登録された  
施工者による実証**

3階以下の戸建専用住宅・事業用併用住宅  
を除く建築物の実証に係るJAS構造材への支援

JAS構造材の活用に積極的な企業を  
**『見える化』**  
することで、市場の活性化を図る。

品質が明確化されたJAS構造材を  
実際に使っていただき、JAS構造材に対する  
利便性を感じていただくことで  
**『JAS構造材を継続的に利用』**  
していただける方を増やす。

# スケジュール

JAS構造材実証支援事業では、活用宣言への登録と実証支援事業での事業申請と助成金交付申請の手続きが必要です。

## 活用宣言事業

### 1) 活用宣言への登録 <宣言様式1号及び宣言様式2号>

受付期間 令和6年4月10日(水) ～ **令和7年3月21日(金)**

**実証支援事業(活用宣言で登録された施工者等が申請できません。)**

### 2) 事業申請(事業へのエントリー)<様式第1号>

受付期間 令和6年6月17日(月) ～ **令和6年6月21日(金)(必着)**

※提出先: 物件所在地の都道府県の地域木材団体

※先着順ではなく、途中で締め切ることはありませんが、書類に不備があった場合に受け付けられない場合があります。

### 3) 助成金交付申請(使用したJAS構造材に応じた助成金の申請)<様式第6号>

受付締切り **令和6年11月29日(金)(必着)**

## JAS構造材活用宣言事業

宣言様式1号、宣言様式1号(付表)、宣言様式2号、会社情報を（一社）全国木材組合連合会に送付登録したあと、宣言様式4号を自社のホームページに掲載または印刷して事務所に掲示する。

## ■対象者

木造建築物の施工関係者（施主、設計者、施工者、木材関連事業者）

## ■JAS構造材実証支援事業の申請を行う場合の留意点

JAS構造材実証支援事業の申請には、実証支援事業申請年度を初年度とする宣言事業の3ヶ年目標について各年の目標が必須となります。

前年度までに登録済の宣言事業者については、「JAS構造材活用宣言事業者の登録に係る要領」の第6の登録内容(宣言事業目標)の変更手続きが必要となります。

## ■提出する資料

- ・ JAS構造材活用宣言事業者登録申請書(宣言様式1号)
- ・ 誓約書(宣言様式2号)
- ・ 提出企業の概要がわかる資料(ホームページの会社概要、履歴事項全部証明書、会社紹介のパンフレットなど)

## ■募集期限

令和6年4月10日～令和7年3月21日

## ■提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F  
一般社団法人全国木材組合連合会 JAS構造材実証支援事業事務局  
Tel:03-6550-8540(平日10:00～17:30)

宣言様式 1

令和 年 月 日

JAS構造材活用宣言事業者登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会  
会長 菅野 康則 殿

住 所：  
会 社 名：  
代表者名：

<input type="checkbox"/> 新規申請	<input type="checkbox"/> 登録内容変更・目標の更新 <small>※宣言No.を右に記入</small>
-------------------------------	---

No. \_\_\_\_\_

**宣言**

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

当社は、確かな性能が表示されているJAS構造材の普及と利用を行うこと、以下の3ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。

**3ヶ年目標**

1年目（令和 年度）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2年目（令和 年度）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3年目（令和 年度）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ (<https://www.jas-kouzouzai.jp>) で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

### 宣言文について

#### 1. 申請区分を選択してください。

登録済みの方は宣言No.も記入してください。

#### 2. 宣言文について

JAS構造材の利用量の拡大等を、イメージできるキャッチコピーを作成してください。

##### 【例】

- ・例①(工務店/発注者の場合)  
「JAS構造材 利用率アップ!!」
- ・例②(設計事務所の場合)  
「無垢ファースト設計!」
- ・例③(製材工場/木材流通業者の場合)  
「JAS構造材増産宣言!」

#### 3. 目標について

**3か年の目標を年度毎に明記してください。**

目標の内容は、申請者自身の業態に合わせた内容で、JAS構造材を使用した具体的且つ現実的な目標数値で明記してください。

##### 【例】

- ・例①(工務店/発注者の場合)  
○年目(令和○年度)  
JAS構造材を使用した建物を3件建設します。
- ・例②(設計事務所の場合)  
○年目(令和○年度)  
JAS構造材を活用した木造建築物を4棟設計します。
- ・例③(製材工場/木材流通業者の場合)  
○年目(令和○年度)  
JAS構造材の年間供給量を30%アップします。

宣言様式 1

JAS構造材活用宣言事業者登録申請書(付表)

1. 基本情報(必須)

事業者名 ※		
代表者名		
住所	〒 -	
連絡先	TEL:	FAX:

2-1. JAS構造材供給事業者企業情報

担当者名または担当部署名 ※		
連絡先 ※	TEL:	FAX:
※E-Mail 記入必須	E-Mail:	
業種(選択) ※	<input type="checkbox"/> 製材業 <input type="checkbox"/> 木材市場業 <input type="checkbox"/> 流通業 <input type="checkbox"/> プレカット業 <input type="checkbox"/> その他( )	
JAS対応品種(選択) ※	<input type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材 <input type="checkbox"/> 構造用集成材 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> CLT	
対応樹種 ※		
対応可能地域(県名)注2 ※		
合法木材供給事業者 ※	登録No.	
CW法の登録木材関連事業者 ※	登録No.	
森林認証制度CoC認定取得者 ※	登録No.	
その他PR ※		

2-2. JAS構造材利用事業者企業情報

担当者名または担当部署名 ※		
連絡先 ※	TEL:	FAX:
※E-Mail 記入必須	E-mail:	
業種(選択) ※	<input type="checkbox"/> 建築物発注者 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他( )	
対応可能地域(県単位) ※		
CW法の登録木材関連事業者 ※	登録No.	
森林認証制度CoC認定取得者 ※	登録No.	
その他PR ※		

(注1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

(注2) 対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

・基本情報は必ず明記してください。  
「事業者名」、「代表者名」、「住所」、  
「電話番号・FAX番号」

・事業者の主な業態によって  
「2-1. 供給事業者企業情報」か、  
「2-2. 利用事業者企業情報」を選択して  
明記してください。  
(両方当てはまる場合は兼用可)

	業態
供給事業者	木材市場業
	流通業
	製材業
	プレカット業
利用事業者	施工者
	設計者
	建築物発注者

(宣言様式4)

## J A S 構造材活用宣言

登録年月日：令和 年 月 日

宣言事業者No.:

住 所:

会 社 名:

代表者名:

### 宣言

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
当社は、確かな性能が表示されている J A S 構造材の普及と利用を行うこと、以下の3ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。

#### 3ヶ年目標

1年目 (令和 年度)

\_\_\_\_\_  
2年目 (令和 年度)

\_\_\_\_\_  
3年目 (令和 年度)

登録の通知  
(様式3号=宣言事業者Noが入った審査結果通知書)が届いたら、  
宣言事業者が自ら様式4号に移記して

## 自社のホームページに掲載

## または

## 印刷して事務所に掲示する。



# JAS構造材実証支援事業

本事業では次の8つのJAS構造材の普及及び建築物の構造部材として実際に使用していただくことを目的としています。

1. 機械等級区分構造用製材(以下「機械等級製材」)
2. 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「2×4製材」)
3. 直交集成板(以下「CLT」)
4. 構造用集成材
5. 構造用単板積層材(以下「構造用LVL」)
6. 構造用合板
7. 構造用パネル
8. 保存処理材 (\* JAS認証の保存処理をしたものに限る。)

本事業に申請できるのは実証事業の対象物件の建築業者であり、以下の条件を**全て**満たした施工者とします。

建築工事業または大工工事業の建設業の許可を受けた法人格を有する事業者

ア) 宣言事業の宣言事業者であって、宣言事業で実証事業申請年度を初年度とする3ヶ年目標を有する者  
※新規登録、更新手続きには数日間必要となる場合もあるので、事前に手続きを済ませてください。

イ) 木材SCM(サプライチェーンマネジメント)支援システム「もりんく」(<https://molink.jp/>)の登録者  
※新規登録には数日間必要となる場合もあるので、事前に手続きを済ませてください。

ウ) 実証事業の内容を行う意思と具体的な計画を持ち、事業を的確に実施できる事業者

エ) 実証事業の経理その他の事務について適切な管理体制と処理能力をもつ事業者

オ) 独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令を受けていない事業者

カ) 自ら又は経営者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者またはその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者でないこと

キ) 過去3ヶ年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において補助金の返還命令を受けた者でないこと

ク) 建築確認申請書または建築工事届で施工者と確認できる事業者またはその事業者から本事業を申請する権利を委譲された事業者

実証事業を3件以上申請できる者は、3件目の事業申請をするまでに、以下の条件を**全て**満たした施工者とします。

ケ) クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)に基づき同法の登録実施機関から登録を受けた事業者であること

コ) 次のいずれかの要件を満たすこと

なお、事業申請時に調整中の場合も事業申請ができることとしますが、7月26日(金)までに要件を満たすことが必要となります。以下の該当する関係書類を全国木材組合連合会に期限内必着で提出して下さい。期限内に提出無き場合は不採択となります。

- ・ 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者と共同申請する事業者
- ・ 都市の木造化推進法の建築物利用促進協定の締結(建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しません。)
- ・ 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請
- ・ JAS構造材の供給者が、木材SCM(サプライチェーンマネジメント)支援システム「もりんく」の登録事業者であり、対象となるJAS構造材について、「JAS等構造材」の製品登録をしていること

本事業は新築及び増改築を行う建築物（**仮設建築物を除く**）のうち、建築確認申請または建築工事届を提出し、以下の条件を**全て**満たす物件とする

- ア) 建築確認申請書又は建築工事届の建築主が国に該当せず、建築物の用途が本事業の規定に沿う建築物
- イ) 3階以下の居住専用住宅、事業用併用住宅を**除く**建築物で、用途区分による対照表（事業のホームページに掲載）に掲げるもの
- ウ) 建築物において基礎より上部の躯体部分の建築工事に、本事業以外の国、地方公共団体、公的機関からの補助・助成を受けていない建築物（国の資金が含まれない地方公共団体の財源による単独事業の助成は可）
- エ) 助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の非木造部分を除く。）が10㎡を超える建築物
- オ) 指定する構造部位でJAS構造材を使用した建築物
- カ) 建築主が事業の成果の公表に同意した建築物
- キ) 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により施工者が炭素貯蔵量を算出する建築物

## 手順① 建築物の建築階数、建築確認申請の用途区分を確認する

別表

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途番号	建築物の階数	
		4階以上	4階未満
一戸建ての住宅	08010	○	×
長屋	08020	○	△
共同住宅	08030	○	△
寄宿舍	08040	○	△
下宿	08050	○	△
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	○	×
美術館その他これに類するもの	08152	○	○
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	×	×
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	○	○
公衆便所、休憩所又は宿泊施設等の上家	08310	○	○
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	○	○
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	△	△
工場（自動車修理工場を除く。）	08340	○	○
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	○	○
ダンスホール	08590	○	○
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	×	×
卸売市場	08610	○	○
その他	08990	△	△

用途区分による対照表については、事業のホームページに掲載しています。

※特に注意すべき項目について左記のとおり抜粋しました。

- 建築確認申請での用途区分が「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舍」又は「下宿」の場合の制限
- ※ 延べ床面積500m<sup>2</sup>以下かつ2階建て以下の場合には助成対象外。
- ※ 延べ床面積500m<sup>2</sup>超え又は3階建ての場合は、一者当たり1件まで申請可能。

「共同住宅」等の階数	延べ床面積500m <sup>2</sup> 以下	延べ床面積500m <sup>2</sup> 超え
4階建て以上	○	○
3階建て	1件のみ○	1件のみ○
2階建て	×	1件のみ○
平屋	×	1件のみ○

※1 4階未満については、延べ床面積500m<sup>2</sup>超又は3階建てについて宣言事業者ごとに1件に限り対象とします。  
 ※2 本事業の対象としません。  
 ※3 国の施設は対象としません。  
 ※4 個別に相談して下さい。

## 手順② 建築物を助成対象とするための条件を確認する

指定する構造耐力上主要な部分(以下「構造部」)の全部または一部に次のうち1つ以上のJAS構造材の品目を使用する。

- ・ 機械等級製材
- ・ 2×4製材
- ・ 構造用集成材
- ・ 構造用LVL
- ・ CLT
- ・ 保存処理材(\* JAS認証の保存処理が施されたものに限る。)

### → 指定する構造部

- ・ 『機械等級製材』 → 構造部の柱、梁桁、トラス、土台
- ・ 『2×4製材』『CLT』『構造用集成材』『構造用LVL』  
→ 構造部の柱、壁、床、屋根、横架材

## 手順③ 対象となった建築物を階毎に『助成対象階』か非かを区分する

『JAS構造材』を構造材として使用している階のみが『助成対象階』となります。

## 手順④ 『JAS構造材』の助成対象の木材を特定する

『助成対象階』で使用された『JAS構造材』が助成対象となります。

### ◇ JAS構造材

- 機械等級製材(併用される目視等級製材(乾燥材))
- 2×4製材
- 構造用集成材
- 構造用LVL
- CLT
- 保存処理材
- 構造用合板
- 構造用パネル



## 助成対象階の考え方は、CLT材とそれ以外の部材で考え方が異なります。

CLTパネル工法以外の場合は、図1のとおり2階床梁から下の部材は1階部分、3階床梁から下の部材は2階部分、それより上の部材が3階に含まれます。ただし、下屋になっている場合は、下屋部分の直下の階に含まれます。

一方、CLTパネル工法の場合は、図2のとおり1階壁パネルより下の部材は1階部分、2階壁パネルより下の部材は2階部分、それより上の部材が3階に含まれます。下屋の場合は、CLTパネル工法以外の場合と同じく下屋部分の直下の階に含まれます。

面材系のJAS構造材である構造用合板、構造用パネルは、図1、図2のとおりの区分方法になります。軸材に面材として用いる場合のCLTパネルについても同様です。

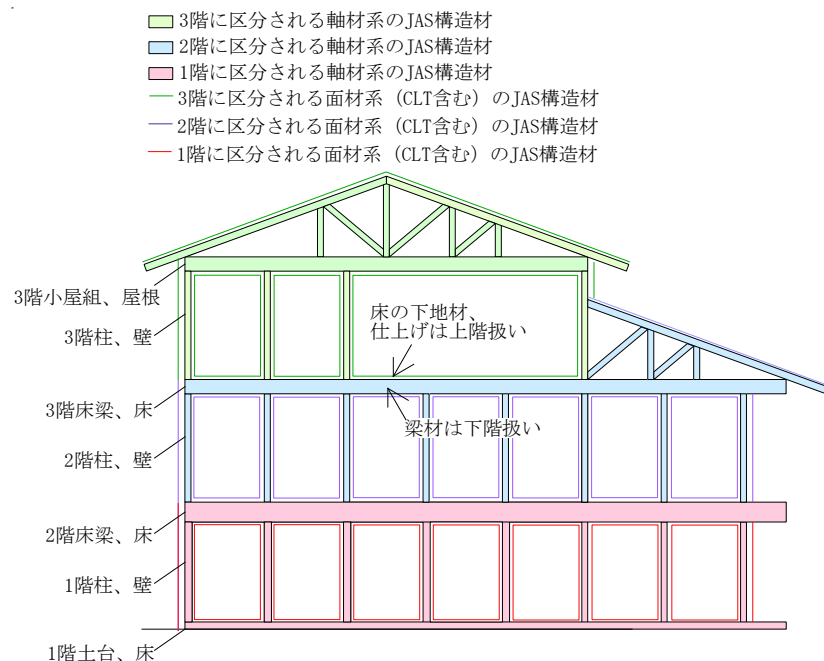


図1 CLT材以外の場合

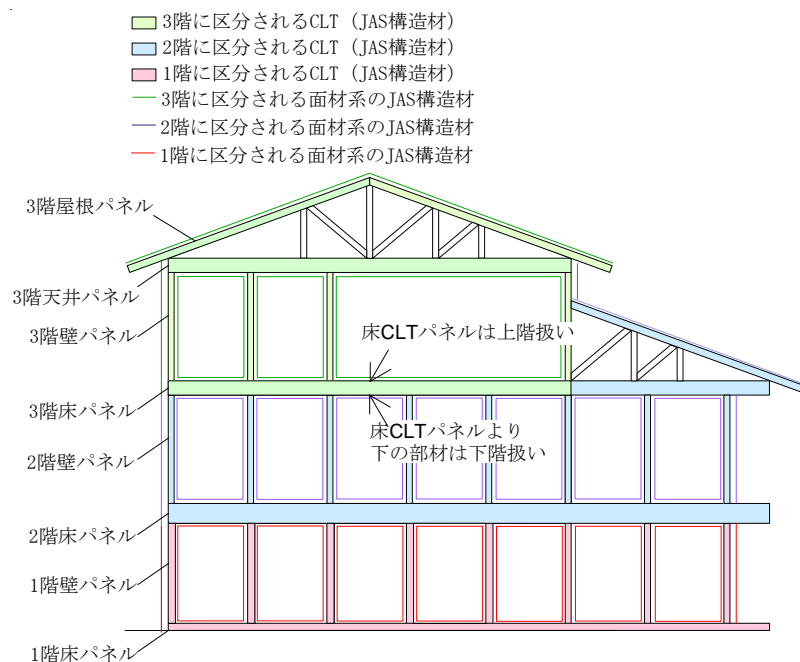


図2 CLTパネル工法の場合

## 手順⑤ 助成対象の『JAS構造材』の使用材積を算出する

乾燥処理された表示がされている目視等級区分構造用製材(以下「目視等級製材(乾燥処理)」)については、「機械等級製材」が『JAS構造材』と区分され、「機械等級製材」が使用された建物で用いられた場合のみ『JAS構造材』として扱います。

※目視等級製材(乾燥処理)を単独で『JAS構造材』とすることはできません。

※土台に使用される保存処理材については、保存処理前のJAS認証の有無は問いません。また、JAS認証以外の保存処理は助成対象外です。

手順②で指定した構造部で**構造材として**使用したJAS構造材の品目は非構造部に使用したものであっても『JAS構造材』として扱います。

例) 手順②で機械等級区分構造用製材を柱に使用

→ その物件の助成対象階で使用された機械等級区分構造製材は、全て『JAS構造材』として区分される。

助成対象階で使用された『JAS構造材』の材積を品目ごとに算出します。

## 手順⑥ 『JAS構造材』の助成金額の計算方法を確認する

- JAS構造材として区分された『機械等級製材』および『目視等級製材(乾燥処理)』、『2×4製材』、『構造用集成材』、『構造用LVL』、『保存処理材』は、使用する(した)材積1m<sup>3</sup>当たり60,000円の単価となります。
- JAS構造材として区分された『CLT』は、使用する(した)材積1m<sup>3</sup>当たり130,000円の単価となります。
- JAS構造材として区分された『構造用合板』、『構造用パネル』は、調達費(木材代+プレカット加工費+施工現場までの運搬費)の1/2が助成金額となります。

## 手順⑦ 調達費を算出する際の値引き、加工費、運搬費について

調達費を算出する際に、値引き、加工費、運搬費は、以下の考えに基づいて按分します。

(事業のホームページで公開している「助成金算定表」を使用して算出してください。)

- ・ 値引き額は、値引き対象となるすべての項目に金額割合で按分します。
- ・ 加工費、運搬費は、対象となる木材の材積に対して按分します。

加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- ・ 加工費…プレカット工場での木材の切削、養生塗装に係る費用になります。
- ・ 運搬費…助成対象の木材を施工現場に運搬する経費になります。

## 手順⑧ 助成額を確認する

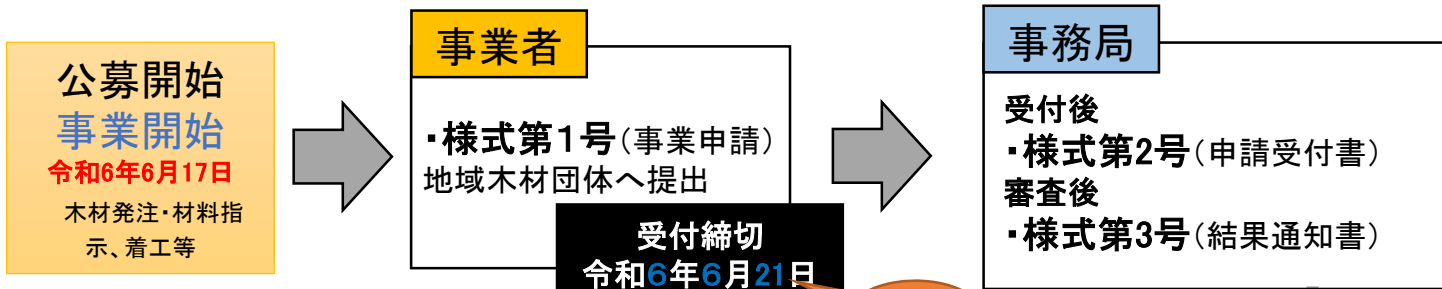
助成額は次の表の(1)、(2)、(3)の算出結果のうち一番低い額になります。  
(上限額や金額の調整あり P21参照)

JAS構造材の区分		(1) 事業申請時算出額 ①+②+③	(2) 交付申請時算出額 ①+②+③	(3) 実際の調達費 ①+②
構造用製材	助成単価 60,000円/m <sup>3</sup>	使用予定のJAS構造材の材積の合計に左の助成単価を乗じた金額①	使用したJAS構造材の材積の合計に左の助成単価を乗じた金額①	調達費（実績）の合計額①
2×4製材				
構造用集成材				
構造用LVL				
保存処理材				
CLT	助成単価 130,000円/m <sup>3</sup>	使用予定のCLTの材積に左の助成単価を乗じた金額②	使用したCLTの材積に左の助成単価を乗じた金額②	調達費（実績）の1/2の金額②
構造用合板	調達費で算出	調達費（見積）の1/2の金額③	調達費（実績）の1/2の金額③	
構造用パネル				

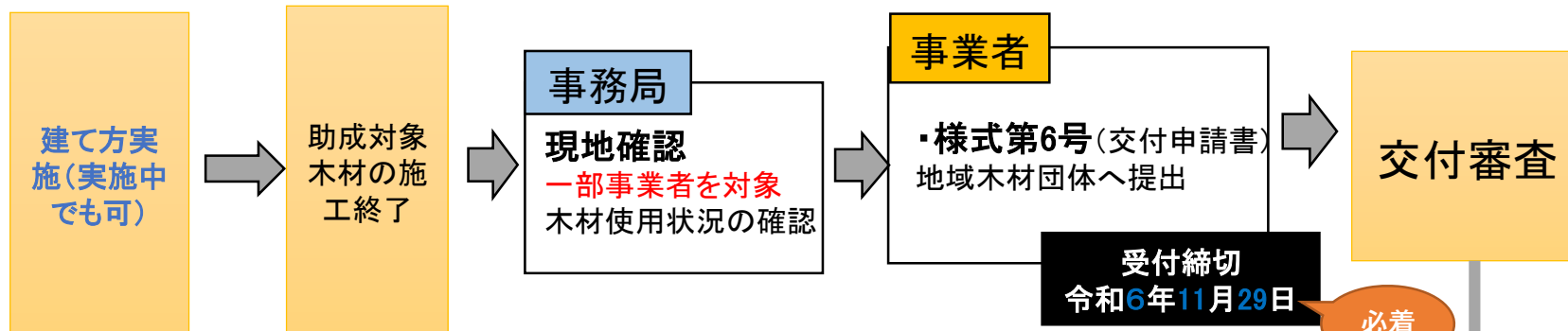
- ・申請1件当たり1,500万円を上限とします。ただし、助成対象の建築物の延べ床面積が3,000m<sup>2</sup>を超える場合は3,000万円を上限とします。
- ・採択された事業の助成予定額の合計が予算額を上回った場合には、助成額を調整(申請ごとに一律一定割合の金額を減)することがあります。

# 申請の流れ

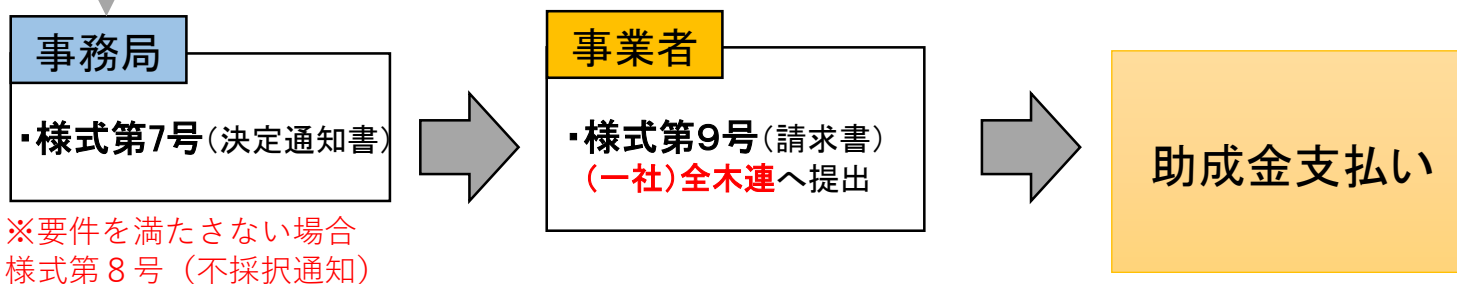
事業開始から  
結果通知まで



交付申請まで



交付決定から  
助成金支払まで





- ・ 公募開始（令和6年6月17日）の日付前に発注された木材及び様式第3号（結果通知書）の発行前に建て方完了した物件は、助成対象外になりますのでご注意ください。
- ・ 発注の際には P37「木材調達時における留意点」 をご覧ください。

- ・ 実証支援事業者は、宣言事業において掲げた3か年の各年の目標に対して、助成を受けた年度に加え、翌年度、翌々年度の計3回、目標に対する成果の報告書の提出を行うものとします。
- ・ 報告書の提出方法、提出締め切り等については追って通知します。

## ■ 提出先

申請する物件の住所で該当する地域木材団体

受付締切  
令和6年6月21日(必着)

## ■ 提出物

### 1. JAS構造材実証支援事業申請書本紙及び付属資料

- ・様式第1号、別添、別紙1、別紙2(同意書)
- ・工事工程表(JAS構造材の施工期間、施工完了日程がわかるもの)
- ・「もりんく」の登録者であることを示す資料
- ・様式1号(共同申請) (※3件以上申請の場合に、提出物9②、9④関連で必要となる)

### 2. 調達費算定の根拠資料

見積書及び発注書(発注済の場合に限る) (※JAS構造材の予定使用量、予定調達額がわかる資料)

### 3. 調達費算定表(エクセルデータ)

(JAS構造材の予定使用量、予定調達額がわかる資料)

### 4. 建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し

### 5. 建築確認申請書のコピー(受付印があること)

6. 申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な配置図・平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等
7. 助成金振込先の銀行口座情報
8. 建築確認申請の施工者から委譲を受けた事業者が申請する場合は委譲書、当該物件の施工者と確認できる資料（契約書）  
※物件の名称は、建築確認申請書の建築物等の名称と同一とする。
9. 3件以上申請する場合に必要な資料
  - ・ クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを示す登録証のコピー
  - ・ ①JAS構造材の供給事業者が「もりんく」の登録者であり、対象となるJAS構造材が「JAS等構造材」として「もりんく」に登録されていることを示す書類
  - ②安定供給協定の締結等に関する資料および共同申請
  - ③都市の木造化推進法の建築物利用促進協定の締結
  - ④建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請

①～④のいずれか

様式第1号

申請日 年 月 日

## J A S 構造材実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会  
会長 菅野 康則 殿

宣言事業者No.

会社名

住所

代表者役職名

氏名

当社は、JAS構造材実証支援事業助成金公募要領に基づき、下記物件について必要な資料を添えて実証支援事業に申請します。

記

**1. 物件の概要**

事業番号 (記入不要)	J - 記入不要 (事業申請受付後に決定します。)		
1. 物件の名称 <small>(建築確認申請書に記載の名称)</small>	<input type="text"/>		
2. 物件の所在地 <small>(建築確認申請書に記載の住所)</small>	<input type="text"/>		
3. 建築確認申請の物件の用途 <small>(建築確認申請書に記載の用途)</small>	用途番号:	<input type="text"/>	
	用途:	<input type="text"/>	
4. 物件の階数	地上:	<input type="text"/> 階	地下:
		<input type="text"/> 階	<input type="text"/> 階
5. 延べ床面積 (m <sup>2</sup> )	建築確認申請延べ床面積	<input type="text"/>	助成事業対象延べ床面積
		<input type="text"/>	<input type="text"/>
6. 助成対象木材の建て方 完了予定月	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 ( <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 ) 旬ころ ※工事工程表を添付すること		
7. 共同申請者の有無	※「あり」の場合、「様式第1号 (共同申請)」に必要な事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり		
8. 事業担当者の所属・氏名	<input type="text"/>		
9. 事業担当者の連絡先 <small>*E-mailアドレス必須</small>	Tel:	<input type="text"/>	Fax: <input type="text"/>
	E-mail:	<input type="text"/>	
	住所:	<input type="text"/>	
		<input type="text"/>	

**2. 付属資料** 別添のとおり

提出締め切りは令和6年6月21日

申請する建築物の情報を記入する。

事業担当者は事業申請書への修正要請等に対して適切に対応できる者とする。

# I : 事業申請一別添

様式第1号 - 別添

## JAS 構造材実証支援事業申請書付属資料

1. 事業者名 〇		2. 物件名 〇	
3. 使用するJAS構造材の種類及び使用する構造部			
機械等級区分構造用製材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 柱	<input type="checkbox"/> 梁桁 <input type="checkbox"/> トラス <input type="checkbox"/> 土台
枠組壁工法構造用製材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 柱	<input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 棟梁材
構造用集成材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 柱	<input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 棟梁材
構造用平板積層材 (LVL)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 柱	<input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 棟梁材
保存処理材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
産木集成材 (CLT)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 壁	<input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 棟梁材
構造用合板	<input type="checkbox"/>		
構造用パネル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※枠組壁工法構造用製材は枠組壁工法構造用材で継ぎ材を含む ※使用するすべてのJAS構造材の種類に〇を入れ、JAS構造材の種類ごとに助成対象木材の要件となる構造部(該当するもの全部)の種類に〇を入れる。			
4. 申請の要件を満たす確認情報等			
ア JAS構造材を用いた実証事業に該当し、3ヵ年目標を設定しています。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
イ 実証事業で掲げた3ヵ年目標に対する成果の報告を助成を受けた年度に加え、翌年度、翌々年度に提出することと連絡しました。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
エ 木材SCM支援システム「もりんく」の登録者に該当します。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ウ 公募要項別添1に定める事業を行う意思及び具体的な計画を有し事業を的確に実施できる能力を有しています。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
エ 実証事業に係る経理及びその他の申請について、適切な管理体制及び処理能力を有しています。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ア 「独立行政法人」に基づく排除命令又は課徴金処分命令を受けていません。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
カ 過去3年以内に全木造が実施した林野庁所管事業補助金の返還命令を受けていません。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
キ 建築確認申請の施工者又は、施工者から受領を受けた施工者です。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ク 建築物の基礎より上部の躯体部分について、事業申請者・建築主共に事業以外に国や地方公共団体等からの補助や助成を受けていません。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ケ (アで「はい」を選択した場合) 補助や助成を受けるのは、次の者です。	<input type="checkbox"/>	事業申請者	<input type="checkbox"/> 建築主
コ (アで「事業申請者」を選択した場合) 事業以外に補助や助成を受けていますが、その財源に国庫からの補助金、助成金が含まれていないことを確認した資料を別添2に添付しました。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ク (アで「建築主」を選択した場合) 事業以外に補助や助成を受けていますが、その財源に国庫からの補助金、助成金が含まれていないことを確認した資料を別添2に添付しました。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
シ 申請後、建築物の基礎より上部の躯体部分に関して、他の補助金を受けた場合には速やかに報告します。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ス 助成を受けた他の助成金の財源に国庫からの補助金、助成金が含まれていた場合には、当該事業で交付した助成金を返還する必要があることを連絡しました。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
セ 採択された実証事業の助成金額が予算額を越える場合には、個々の助成額が減額になることを連絡しました。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ソ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、過去4年以内に反社会的勢力に該当したことがある者ではありません。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
タ JAS構造材実証支援事業公募要項第19の1 (1) から (7) に掲げる理由に基づき交付決定の取り消しを受けた場合は、実証事業者名及び取り消しに係る内容が公表されることを承諾します。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
〇 3件以上申請する場合は、次欄も記載する。			
(1) クリーンウッド登録番号: _____ 登録年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日			
※登録証のコピーを提出すること。			
① 安定供給協定を締結したJAS構造材生産施設を有する実証事業者との共同申請	<input type="checkbox"/>		
② 都市の木造化推進法の建築物木材利用促進協定の締結	<input type="checkbox"/>		
(2) (建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない。)	<input type="checkbox"/>		
③ 建築物木材利用促進協定を締結した実証事業者との共同申請	<input type="checkbox"/>		
④ 申請者が発注した者が「もりんく」への事業者登録及び「もりんく」への「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録している者である。	<input type="checkbox"/>		

使用するJAS構造材の種類と使用する構造部位を記入する。

申請者が申請の要件を満たしているかの確認を申告する。

※別紙1及び別紙2(写し)を添付すること。

# I : 事業申請一別紙1

様式1号-別紙1 助成対象木材の明細

事業者名: \_\_\_\_\_  
 物件名: \_\_\_\_\_

1. 木材使用量 単位:m<sup>3</sup> (小数点以下切り捨て整数止め)

区分	総量	うち国産材
物件に使用する全ての木材の総量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
パーティクルボード、繊維板を除いた木材の総量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

2. 助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量 単位:m<sup>2</sup> (小数点以下5位切り捨て)

JAS構造材の種類	助成対象となる階(対象階に「○」を入力)							JAS構造材の使用量の合計	JAS構造材以外の国産材使用量
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	その他の階		
構造用製材(機械等級)									
構造用製材(目視等級)									
2×4構造用製材									
構造用集成材									
構造用LVL									
保冷断熱材									
直交集成材(CLT)									
構造用合板									
構造用パネル									
JAS構造材使用量合計									

構造用製材(目視等級)は、当該階の構造部に機械等級区分構造用製材と併用する場合に限り計上できる。

3. 事業申請時に算定する助成金額 単位:m<sup>2</sup> (小数点以下5位切り捨て) 円

(1) 算定額

JAS構造材の種類	JAS構造材の使用量の合計	単価	材種×単価	単価による金額計①	①+②
構造用製材(機械等級)		60,000			
構造用製材(目視等級)					
2×4構造用製材					
構造用集成材					
構造用LVL					
保冷断熱材					
小計					
直交集成材(CLT)		130,000			
JAS構造材の種類	請連費の予定額				
	木材費	木材加工費	運搬費	値引き	請連費計
構造用合板					請連費の1/2②
構造用パネル					
小計					

(2) 上限額 助成対象建築物の床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物に該当 しない 上限額 15,000,000 円  
する 上限額 30,000,000 円

(3) 事業申請時に算定する助成金額  
 (1) 算定表の①+②で算出した額。(ただし上限額を超える場合は上限額とする。)  
 \_\_\_\_\_ 円  
 (千円未満切り捨て)

※「調達費算定表」に収録されております。作業手順としては「事業申請入力データ」の記入が先になります。  
 ※赤いセル部分は入力する必要がありますが、その他の部分は調達費算定表に入力されたデータが反映されます。

パーティクルボード、繊維板を除いた木材の総量を記入する。  
 上記の材料を使っていない場合にはすべての木材の総量と同じ数値になる。

JAS構造材の種類別に、使用する予定の階ごとに○を付ける。(プルダウンで選択します。)

様式第1号-別紙2

JAS構造材実証支援事業に係る確認及び同意書

令和 年 月 日

(事業申請者の名称及び代表者氏名)

名称: \_\_\_\_\_

代表者氏名: \_\_\_\_\_ 様

(建築主の住所・氏名等)

住所: \_\_\_\_\_

会社名・氏名: \_\_\_\_\_ 印

物件の名称: \_\_\_\_\_

(建築確認申請書の物件名)

1. 事業申請者がJAS構造材実証支援事業（以下「実証事業」という。）に事業申請する上記物件について、建築物の基礎より上部の躯体部分に関して、この事業以外に国の補助金、助成金等（地方公共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。以下「国の補助金等」という。）を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、国の補助金等を受けた場合には速やかに事業申請者を通じて一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

「はい」の場合は右にチェック

なお、以下の地方公共団体その他の公的機関等による補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、国の補助金等が含まれていないことについて、添付した当該補助金、助成金等の交付の主体の資料等により確認しています。

補助金等名: \_\_\_\_\_

補助金等の交付の主体: \_\_\_\_\_

※国の補助金等が含まれていないことに関する当該補助金、助成金等の交付の主体の資料を添付すること。

2. 1に反して、国の補助金等を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック

3. 全木連及び林野庁が、実証事業を利用して建築した建築物について、建築物の外観、構造材の使用状況、使用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類或使用量、工法、仕様、面積等建築物に係る基本情報について、無償で報告書、広報紙、白書、パンフレット、ホームページ等で公開することがあることに対し同意します。

「はい」の場合は右にチェック

4. 全木連及び林野庁が必要に応じて、実証事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に現地を確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック

申請する物件について、**建築主**に建築費に対する**補助金の利用の有無を確認**していただくとともに、**実証事業の結果の利用・公表や現地確認のための立入等について同意**いただいた**確認及び同意書**（本様式に建築主が記入し**署名・押印**したもの）を**事業申請者あて**に提出していただき、事業申請者はその**写しを提出**する。（原本は事業申請者が保管しておく。）

地方公共団体単独補助で国の補助金等が含まれていないことを交付の主体の資料から確認した場合、当該資料(写し)を提出してください。



様式第1号 (共同申請)

共同申請者  
連携①  
宣言事業者No.  
事業者名  
代表者職名・氏名 印

共同申請者  
連携②  
宣言事業者No.  
事業者名  
代表者職名・氏名 印

共同申請者  
連携③  
宣言事業者No.  
事業者名  
代表者職名・氏名 印

共同申請者  
連携④  
宣言事業者No.  
事業者名  
代表者職名・氏名 印



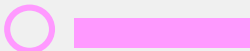



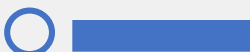

**3件以上申請**する事業者で**安定供給協定**または**建築物木材利用促進協定の締結による場合**は、JAS構造材の生産者等と本様式により共同申請してください。  
(それ以外の場合には必要ありません。)

## ■凡例マーカー

凡例マーカーは、**図面の種類ごと**に下記のものとしてください。

適用	凡例マーカーの例	部位	作図方法
平面図		柱材等	該当する柱材等を丸で囲う。
		CLT壁等	CLT壁等に着色する。
		構造用合板等	壁の表裏面に描く。
梁伏図 土台伏図 軸組図		梁、土台等	梁や土台等に着色する。
		構造用合板等 CLT床・壁等	面材平面をハッチングで描く。
		構造用合板等	軸組図の場合、壁・水平構面の表裏面に描く。

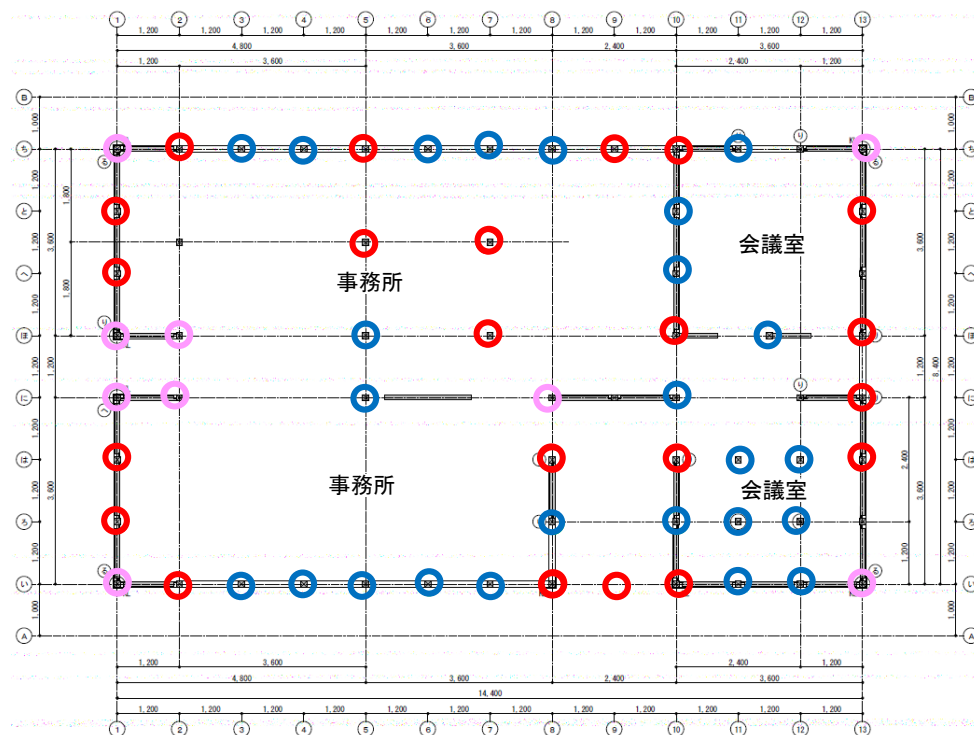
凡例の色分けは、**物件ごと、JASの種類ごと**に統一した色としてください。

色の種類	JAS構造材	色の種類	JAS構造材
	機械等級製材		構造用LVL
	目視等級製材		CLT
	2×4製材		構造用合板
	構造用集成材		構造用パネル

## ■材料名の表記

- ・材料名はJASの種類が分かるように記載してください。  
例) JAS構造材：機械等級製材スギE70
- ・目視等級製材は、乾燥処理の種類を記入してください。

- JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90
- JAS構造材：目視等級製材 ヒノキ甲種1級 SD20
- JAS構造材：構造用集成材 オウシュウアカマツE120-F330  
スギE65-225



- JAS構造材：構造用パネル
- ▨ JAS構造材：構造用合板

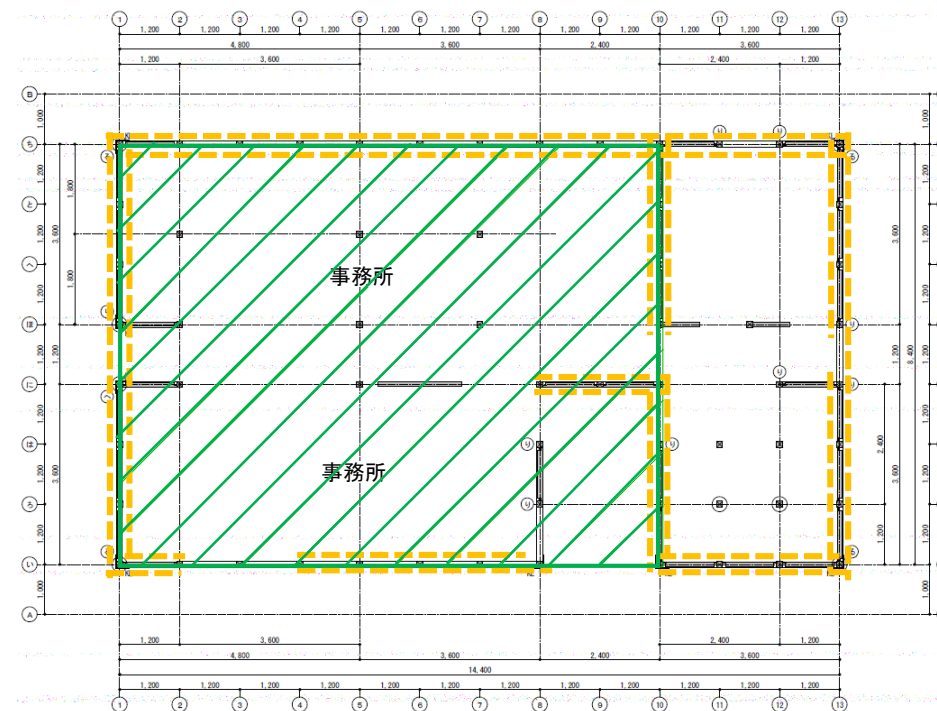
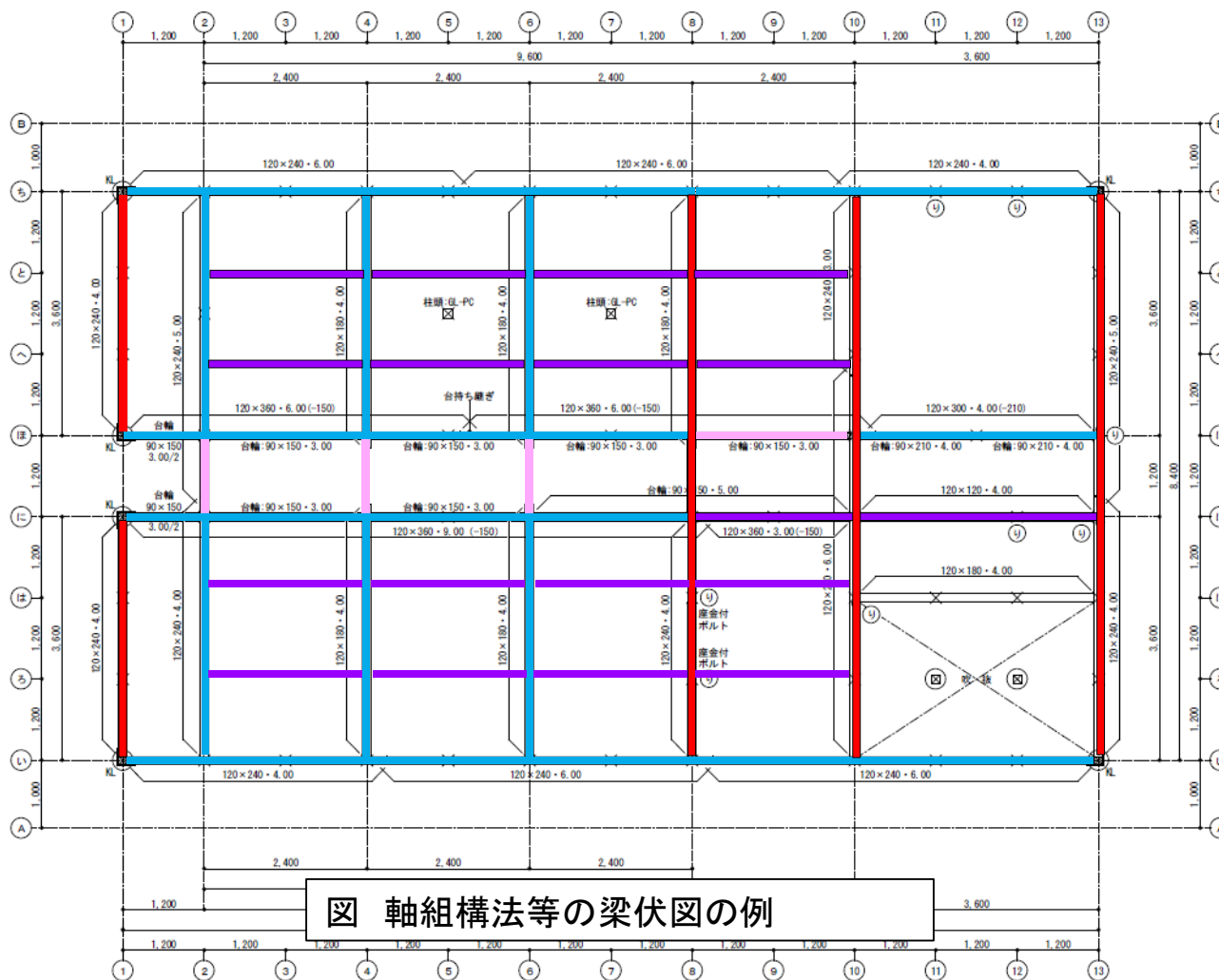


図 軸組構法等の平面図の例

# I : 事業申請 : 提出図面 (伏せ図の場合)

- JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90
- JAS構造材：スギ集成材E105-F255
- JAS構造材：目視等級製材 ヒノキ1級 SD20
- JAS構造材：カラマツ構造用LVL 140E



## 見積書の例 (表紙と明細を合わせて提出する。)

令和6年6月1日

### 見積書

JAS構造材建設株式会社 御中

下記のとおり御見積もり申し上げます。

物件名：全木連事務所 新築工事

納期：別途お打ち合わせ

見積有効期限：令和6年7月末

目視等級については乾燥処理の表示が必要となります。(SD20等)

株式会社 全木プレカット

埼玉県●●市●●一●

tel 048-●●●●-●●●●

樹種を明記する。  
SPF、RW、WW  
等でも可

金額 ￥ 3,800,000 (税抜)

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m <sup>3</sup> )	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	
2	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	
3	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	19	※	※	※	
4	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2400	2	※	※	※	
5	柱	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 2790	18	※	※	※	
6	土台	ヒノキ	JAS保存処理製材/k4	105 × 105 × 3050	50	※	※	※	
7	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	
8	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	
9	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	
10	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	
11	大引き	ヒノキ	製材/無等級	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
88	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	
89	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	
90	プレカット基本料				1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				19	※※※	※※※	※※※	
93	送料				1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き					※※※	※※※	※※※	
合計							※※※	※※※	

JAS保存処理製材については性能区分が必要となります。(K4等)

・ JASであること、JASの等級を明示してください。  
・ 備考欄に記入でも可。

- 【記入項目】
- ☆は必須
  - ☆部位
  - ☆樹種
  - ☆階数
  - ☆JASの区分
  - ☆JASの等級
  - ☆寸法
  - ☆数量
  - ☆金額
  - ☆材積

## ■ 様式第2号 JAS構造材実証支援事業受付書

様式第2号	令和 年 月 日
JAS構造材実証支援事業受付書	
宣言事業 No. 会社名 代表者名	地域木材団体名 代表者名
御社より申請がありましたJAS構造材実証支援事業申請書の受理がなされたことを通知します。 なお、採択の有無については後日改めて通知します。	
受付 No.	

事業申請を受け付けたことを  
地域木材団体から通知いたします。  
事業の採択の可否については、様式  
第3号で連絡いたします。

## ■ 様式第3号 JAS構造材実証支援事業審査結果通知書

様式第3号	令和 年 月 日
JAS構造材実証支援事業審査結果通知書	
会社名 代表者名	一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則
御社より提出されたJAS構造材実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。 なお、JAS構造材実証事業の実施に当たっては、JAS構造材実証支援事業助成金公募要領に基づき実施願います。	
(又は)	
御社により申請されたJAS構造材実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら不採択となりましたので、通知します。	
記	
受付番号 実証事業 No.	

採択結果の通知は、**メール**で連絡いたします。

## ●木材調達時における留意点(合法伐採木材の証明方法)

交付申請時に、合法伐採木材の証明書を提出しなければならないため、調達時に合法性が確認できるものであるかについて確認が必要です。

合法性を確認するためには、施工者や納入業者が、クリーンウッド法の登録業者等である必要があります。

### ○本事業におけるクリーンウッド法の登録業者等とは・・・

本事業では、以下のいずれかの登録や認定を受けた業者の確認を行いますので発注先にご確認ください。

#### ① クリーンウッド登録事業者

登録事業者等の情報は、合法伐採木材等に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」で確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

#### ② CoC認証制度の認証事業者

森林認証制度に関する情報は下記より確認できます。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ninshou/con\\_3\\_1.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ninshou/con_3_1.html)

#### ③ 森林・林業・木材産業関係団体の認定事業者

関係団体が森林事業者等から調達者等の事業者に至るまでの各事業者に対し、合法性、持続可能性への取り組みを認定したものです。下記の合法木材ナビで確認できます。

[https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo\\_info.php](https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php)

#### ④ 都道府県による森林、木材等の認証事業者

都道府県による森林、木材等の認証事業者は下記より確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4kennsannzai.pdf>

## ○合法性が確認できる条件

合法性が確認できる場合は以下のとおりです。

- ① 施工者（申請者）がクリーンウッド法の登録業者等の場合（図1）
- ② 登録事業者から施工者（現場）へ直に木材が納品される場合（図2、図3）

ただし、交付申請時に、登録番号等が記載された納品書等が必要となります。

図3のように受発注先の業者が登録事業者でなくとも、納入業者が登録業者であれば問題ありません。

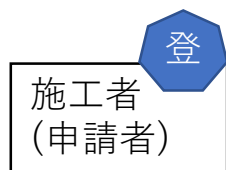


図1. 施工者が登録業者  
→○



図2. 登録事業者から直に納品される場合その1  
→○

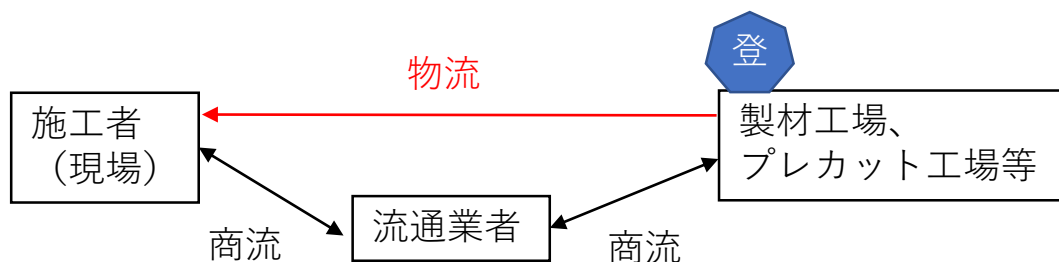


図3. 登録事業者から直に納品される場合その2  
→○



クリーンウッド法の登録木材  
関連事業者等



## × 合法性が確認できない場合

合法性が確認できない場合は、**施工者（申請者）が登録事業者でなく、且つ登録事業者等から直に木材納品されない場合**です。

- ① 図4のとおり製材工場、プレカット工場等が登録事業者であっても、施工者（申請者）や流通業者等が登録業者等ではない場合は、合法性が確認できません。
- ② 図5のとおり流通業者が登録事業者であっても、製材工場、プレカット工場等が登録事業者ではないので、合法性が確認できません。

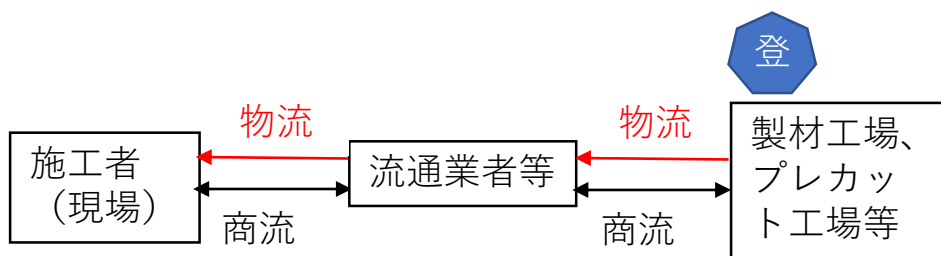


図4. 登録事業者から直に納品されない場合その1  
→ ×

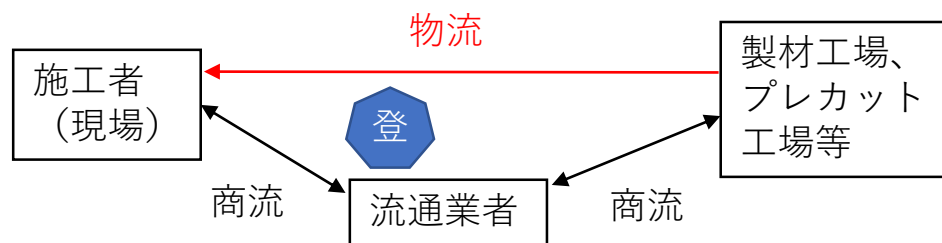


図5. 登録事業者から直に納品されない場合その2  
→ ×



クリーンウッド法の登録木材  
関連事業者等

## ■写真撮影（※詳しくは事業のホームページの「写真撮影の手引き」を参照してください。）

### ① 荷受け検収写真

材料を現場に荷受けした際の写真  
検収ごと（トラックでの搬入の場合はトラックごと）に撮影

### ② 施工写真

助成対象木材の写真を撮影

- ・JAS構造材の種類ごと、部材種ごと（柱、梁、壁、床等）に撮影する。
- ・対象部材とその配置関係が分かるように引いて撮った写真、JASマークの印字が判別できるようにアップで撮った写真を撮影する。
- ・写真撮影の手引きに従って必要事項を記入した黒板と一緒に撮影する。



### 留意点

写真により確認できない部材は助成できない場合があります。  
その場合、JAS製品であることの証明書が必要となります  
工事名は、事業申請書の物件の名称としてください。

## ③ 内観写真

- ・助成階の建て方完了時の写真。
- ・階ごとに全体が判るように撮影する。
- ・JASマークもできるだけ写るようにする。

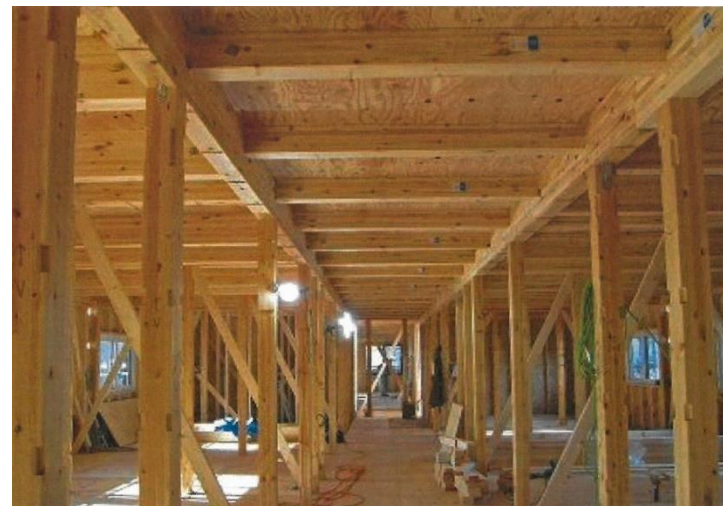


写真 内観写真の例

## ④ 外観写真

- ・建物全体の建て方完了時の写真。
- ・異なるアングルで全体を2枚以上撮影する。
- ・黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影する。



写真 外観写真の例



## ■JASマーク撮影の例

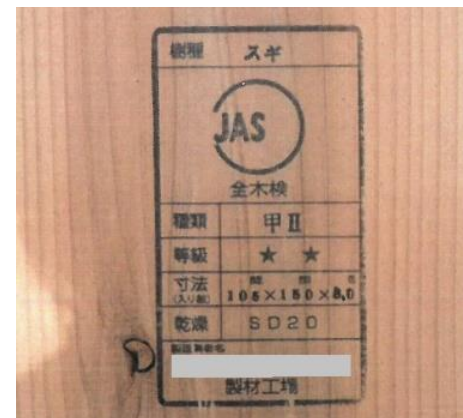
① 機械等級区分構造用製材



③ 構造用集成材



⑤ 目視等級区分構造用製材



② 枠組壁工法構造用製材



⑥ 構造用合板



④ 保存処理材



※等級の表示(E70など)があってもJAS製品ではない場合がありますのでご注意ください。

※海外機関が認証したJAS以外の認定材も対象外となります。

※JASと同等の性能があってもJAS以外は対象外となります。

# Ⅲ：事業申請採択後の留意点

## JAS製品であることの証明書

■写真によってJASマークが確認できない場合、交付申請時にJAS製品であることの証明書を提出する必要があります。

様式第6号 別添3

令和 年 月 日

### JAS製品であることの証明書

一般社団法人全国木材組合連合会  
会長 菅野 康則 殿

会社名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者役職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

当社が供給した下記の木材は、JAS製品であることを証明いたします。

事業番号	
申請者名	

JAS構造材の種類	JAS製造業者名	納品書等の該当項目、番号等※

※記入例：「別添納品書のNo.4」、「別添出荷証明書のCLT材の全て」など。

・JAS構造材を供給した業者が証明します。

・JAS構造材の種類とJASの認定を受けた製造業者名を記入してください。

・納品書等との関係が判るように該当項目や明細に記載された通し番号等を記入してください。

※写真またはJAS製品であることの証明書によってJAS構造材が使われたことが確認できない木材は、助成できません。

事務局および地域木材団体は、

一部の実証支援事業において、  
現地で建て方完了後のJAS構造材の利用状況を確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、  
事務局又は地域木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、  
確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

## ■ 提出先

申請する物件の住所で該当する地域木材団体

## ■ 提出物

1. 様式第6号 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書  
別添 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書付属資料  
別紙 助成対象木材の明細及び交付申請書  
様式第6号(共同申請) 3件以上の申請の場合(P26における提出物9②、9④の場合)
2. 様式第6号-2 JAS構造材実証支援事業報告書
3. 助成対象JAS構造材の実調達費がわかる資料 (請求書、領収書及びその内訳が記載された明細書)
4. 調達費算定表(エクセルデータ)  
JAS構造材の使用量及び調達額がわかる資料
5. 公募開始の日付以降に材料発注がされたことがわかる資料  
(発注書、材料指示書及びその明細書等。発注請書では代用不可。)
6. 合法伐採木材であることがわかる資料
  - ・合法伐採証明書及び登録証等の写し。
  - ・申請者が登録業者でない場合には、供給フロー図、供給者の登録証等及び合法伐採木材を証明した納品書等)

受付締切  
令和6年11月29日(必着)

7. 建築確認済証及び事業申請時に提出した建築確認申請書又は建築工事届に変更があった場合、変更後の建築確認申請書又は建築工事届の写し
8. 申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な配置図、平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等  
(変更があった場合は明記すること)
9. 工事記録写真
  - ①材料荷受け時の検収写真(検収毎)
  - ②助成対象木材のJAS構造材の種類ごと、部材種ごとの写真(JAS構造材の種類ごと、部材種ごとに1枚以上)
  - ③建て方終了時に建物の全景写真(2方向から)
  - ④施工状態がわかるように、各階の内観の全体像がわかる写真  
について(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種を記載した黒板とともに撮影したもの)
10. JAS製品であることの証明書(詳細はP43)  
(9. ②においてJASであることが確認できない場合に提出)
11. 建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面  
**※最新版を使用してください** (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>)
12. その他事務局が助成金の査定に必要な資料



様式第6号 申請日 令和 年 月 日

**J A S 構造材実証支援事業助成金交付申請書**

一般社団法人全国木材組合連合会  
会長 菅野 康則 殿

宣言事業者No. \_\_\_\_\_  
会社名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
代表者役職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

当社は、下記物件について必要な資料を添えて助成金の交付を申請します。

**1. 物件の概要**

事業番号			
1. 物件の名称			
2. 物件の所在地			
3. 建築確認申請の物件の用途	申請	用途番号： _____ 用途： _____	
	実績	用途番号： _____ 用途： _____	
5. 物件の階数	申請	地上 _____ 階 地下 _____ 階	
	実績	地上 _____ 階 地下 _____ 階	
6. 延べ床面積 (㎡)	申請	建築確認申請延べ床面積 _____	助成事業対象延べ床面積 _____
	実績	建築確認申請延べ床面積 _____	助成事業対象延べ床面積 _____
8. 助成対象木材の建て方完了月	申請	令和 年 月 ( <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 ) 旬	
	実績	令和 年 月 ( <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 ) 旬	
7. 共同申請者の有無	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり		
3. 事業担当者の所属・氏名			
8. 事業担当者の連絡先	〒 _____		
	住所： _____		
	Tel: _____ Fax: _____		
	E-mail: _____		

\*E-mailアドレス必須

2. 付属資料  
3. 助成対象木材の明細及び交付申請額 別紙のとおり

提出締め切りは令和6年11月29日

申請する建築物の情報を記入する。

事業担当者は事業申請書への修正要請等に対して適切に対応できる者とする。

# IV: 助成金交付申請一別紙

※「調達費算定表」に収録されております。作業手順としては「交付申請入力データ」の記入が先になります。  
 ※赤いセル部分は入力する必要がありますが、その他の部分は調達費算定表に入力されたデータが反映されます。

様式第6号-別紙  
 助成対象木材の明細及び交付申請額

事業番号: \_\_\_\_\_  
 事業者名: \_\_\_\_\_  
 物件名: \_\_\_\_\_

1. 木材使用量 単位: m<sup>3</sup> (小数点以下切り捨て整数止め)

区分	総量		うち国産材
	申請	実績	
物件に使用する全ての木材の総量	申請	実績	m <sup>3</sup>
パーティクルボード・繊維板を除いた木材の総量	申請	実績	m <sup>3</sup>
	申請	実績	m <sup>3</sup>

2. 助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量 単位: m<sup>3</sup> (小数点以下5位切り捨て)

JAS構造材の種類	助成対象となる階(対象階に「○」を入力)							JAS構造材の 使用量の合計	JAS構造材のうち 国産材使用量
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	その他の階		
構造用製材 (機械等級)									
構造用製材 (目視等級)									
2×4 構造用製材									
構造用集成材									
構造用LVL									
保存処理材									
直交集成板 (CLT)									
構造用合板									
構造用パネル									
JAS構造材使用量計									
構造用製材 (機械等級)									
構造用製材 (目視等級)									
2×4 構造用製材									
構造用集成材									
構造用LVL									
保存処理材									
直交集成板 (CLT)									
構造用合板									
構造用パネル									
JAS構造材使用量計									

※構造用製材 (目視等級) は、当該階の構造部に機械等級区分構造用製材と併用する場合に限り計上できる。

パーティクルボード、繊維板を除いた木材の総量を記入する。  
 上記の材料を使っていない場合にはすべての木材の総量と同じ数値になる。

JAS構造材の種類別に、使用する予定の階ごとに○を付ける。(プルダウンで選択します。)

# Ⅳ：助成金交付申請一別添

別添

## JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書付属資料

1. 事業番号	0					
2. 事業者名	0					
3. 物件名	0					
7. JAS構造材の種類及び使用する構造部						
使用したJAS構造材に☑			当該JAS構造材を使用した構造部のすべてに☑			
機械等級区分構造用製材	申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
枠組壁工法構造用製材	申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造用集成材	申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造用単板積層材 (LVL)	申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保存処理材	申請	<input type="checkbox"/>	--	--	--	<input type="checkbox"/>
	実績	<input type="checkbox"/>	--	--	--	<input type="checkbox"/>
直交集成板 (CLT)	申請	<input type="checkbox"/>	--	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	実績	<input type="checkbox"/>	--	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造用合板	申請	<input type="checkbox"/>				
	実績	<input type="checkbox"/>				
構造用パネル	申請	<input type="checkbox"/>				
	実績	<input type="checkbox"/>				

使用するJAS構造材の種類と使用する構造部位を記入する。





様式第6号（共同申請）

共同申請者  
連携①  
宣言事業者No.  
事業者名  
代表者職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_

---

共同申請者  
連携②  
宣言事業者No.  
事業者名  
代表者職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_

---

共同申請者  
連携③  
宣言事業者No.  
事業者名  
代表者職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_

---

共同申請者  
連携④  
宣言事業者No.  
事業者名  
代表者職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_

**3件以上申請する事業者で安定供給協定または建築物木材利用促進協定の締結による場合は、JAS構造材の生産者等と本様式により共同申請してください。**  
(それ以外の場合は必要ありません。)

様式第7号

令和 年 月 日

JAS構造材実証支援事業助成金交付決定通知書

会社名  
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会  
会長 菅野 康則

御社より申請がありましたJAS構造材実証支援事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。  
なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付して下さい。

実証事業 No.	
物件名	
助成金交付決定額	

事務局での交付申請確認後、  
交付決定通知書で助成金額をメールで  
お知らせします。

様式第9号

令和 年 月 日

JAS構造材実証支援事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会  
会長 菅野 康則 殿

会社名  
代表者名

JAS構造材実証支援事業の助成金公募要領に基づき、下記実証事業の助成金を請求します。

実証事業 No.	
物件名	
交付決定通知日	
請求金額	

交付決定通知書に記載された金額を記入して、**(一社)全国木材組合連合会にPDF形式でメール送信**してください。  
mail : [info@jas-kouzouzai.jp](mailto:info@jas-kouzouzai.jp)

- 審査が円滑にできるよう、申請に必要な**書類**は公募要領やチェックリストで確認し、**すべて揃えて提出**いただくようお願いいたします。また、資料の内容に不備、漏れのないようにしてください。
- 審査において提出書類の複写やPDF化をしますので、**ホチキス止め、インデックスの貼布、両面印刷等はしない**でください。
- 提出する**図面は、A3サイズ**により提出してください。



必ず、公募要領をお読みください。  
また、申請書・資料作成では、この説明資料を参考にしてください。

# 詳細はウェブサイトにて

<https://www.jas-kouzouzai.jp/>

JAS構造材

検索



最新情報をメールニュースにて受信できます。  
(QRコードから空メールを送信にて登録)



JAS構造材実証支援事業 事務局

TEL:03-6550-8540

FAX:03-6550-8541

平日10:00~17:30



TOSHIMOKUZAI



木材で街づくり @toshimokuzai